

特殊詐欺被害金額の拡大防止を目的とした ATMによる現金お引出しの一部制限について

株式会社秋田銀行（頭取 新谷 明弘）は、特殊詐欺被害金額の拡大防止対策として、2023年12月1日（金）より、一定の条件に該当するお客さまのキャッシュカードによるATMでの現金お引出し限度額を引き下げさせていただきます。

騙し取られたキャッシュカードでATMから不正に現金が引き出されることなどへの対応であり、対象となるお客さまには、ご不便をおかけいたしますが、大切なご資産をお守りするための取組みとして、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

記

1 対象となる預金口座

以下の条件の両方に合致する預金口座が対象となります。

- (1) 70歳以上のお客さまの預金口座
- (2) 過去1年間、ATMによる1回の操作で30万円を超える払出しのご利用がない預金口座

2 利用制限の内容

ATMによる1日の現金お引出しを、口座あたり30万円までとさせていただきます。

3 開始日

2023年12月1日（金）

4 利用制限の解除を希望される場合

開始日以降に、次の2点をお持ちのうえ、お近くの窓口でお手続きをお願いいたします。

- 対象口座のキャッシュカード
- ご本人さまを確認できる書類（運転免許証、健康保険証等）

（以 上）